

インターンシップ同意書

この度、私（以下「実習生」という）は、株式会社ネットワークバリューコンポネンツ（以下「NVC」という）においてインターンシップ（以下「本実習」という）に参加するにあたり、以下の条項を確認し、これに同意します。

1. 実習の実施期間は、2016年 月 日から2016年 月 日の期間内でNVCが指定する実施期間および日程とする。
2. 本実習の内容及び実施場所は、NVCが決定し、実習生に対し事前に通知する。
3. 実習生は、本実習を行うにあたり、日本の法令・NVCの就業規則・その他の社内諸規程を遵守し、NVCの指示に従う。
4. 実習生が実習中に作成又は取得した情報等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ①実習生が実習中に作成又は取得した資料、データ、設計図、書類その他一切の情報については、NVCにその権利が帰属するものとし、実習生は、実習終了時にNVCと書面により合意したものを除き、これら及びこれらの複製物をすべてNVCに返還する。
 - ②実習生は、書面によるものであるか口頭によるものであるかを問わず、前号の情報その他本実習への参加により知りえたNVCの技術上又は営業上の一切の情報を本実習期間中及び本実習終了後秘密として取扱い、NVCの書面による許可なく第三者に開示せず、本実習の目的以外には使用してはならない。
5. 本実習は労働ではないため、これに対する報酬は支払われない。また、本実習中の交通費・食事等についても、支給しない。
6. 次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、NVCは実習生の本実習への参加を拒否することができる。
 - ①実習生が、日本の法令・NVCの就業規則・その他の社内諸規程または本インターンシップ同意書に違反した場合
 - ②実習生が、NVCに提出した履歴書、本実習の申込書等の書面に重大な虚偽の記載がある場合
 - ③実習生が、本実習の遂行に支障を生ずる健康状態に陥った場合
 - ④本実習を継続することが、NVCに不合理な負担をかけるような事情が生じた場合
7. 前項第1号及び第2号によりNVCに損害が発生した場合は、実習生は当該損害を賠償する。

以上

年 月 日

株式会社ネットワークバリューコンポネンツ

代表取締役 渡部 進 殿

住所

氏名

印